広報例１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　広報例２

****

長崎県の最低賃金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 最低賃金件名 | 最低賃金額（1時間） | 効力発生日 |
| 長崎県最低賃金 | **８９８円** | 令和５年10月13日 |
| 特定最低賃金 | はん用機械器具、生産用機械器具製造業 | 左記の業種については、令和5年度は改正がありませんでした。このため、**令和５年１０月１３日**以降は**長崎県最低賃金****８９８円が適用**されます。 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 |
| 船舶製造・修理業，舶用機関製造業 |

お問い合わせ先

厚生労働省長崎労働局賃金室　℡095-801-0033

広報例３

**長崎県の最低賃金**使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 最低賃金件名 | 最低賃金額（1時間） | 効力発生日 |
| 長崎県最低賃金 | **８９８円** | 令和５年10月１３日 |
| 特定最低賃金 | はん用機械器具、生産用機械器具製造業 | 左記の業種については、令和5年度は改正がありませんでした。このため、**令和５年10月13日**以降は**長崎県最低賃金８９８円が適用**されます。 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 |
| 船舶製造・修理業，舶用機関製造業 |

お問い合わせ先　長崎労働局賃金室（℡095-801-0033）または最寄りの労働基準監督署

広報例４

**使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。**

長崎県の最低賃金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 最　低　賃　金　件　名 | 効 力 発 生 日 | 最低賃金額（１時間） |
| **長崎県最低賃金** | **令和５年1０月１３日** | ８９８円 |
| **特定最低賃金** | **はん用機械器具、****生産用機械器具製造業** | 左記の業種については、令和５年度は改正がありませんでした。このため、**令和５年１０月１３日**以降は**長崎県****最低賃金８９８円が適用**されます。 |
| **電子部品・デバイス・****電子回路、電気機械器具、****情報通信機械器具製造業** |
| **船舶製造・修理業，****舶用機関製造業** |
| お問い合わせ先　長崎労働局賃金室（０９５－８０１－００３３）または最寄りの労働基準監督署 |

